

6年度 市の財政事情

令和6年4月1日～令和7年3月31日

6年度の予算執行について、7年3月31日現在の状況をお知らせします。水道事業会計および公共下水道事業会計以外の決算では、出納整理期間中の4月・5月分の執行が加わります。

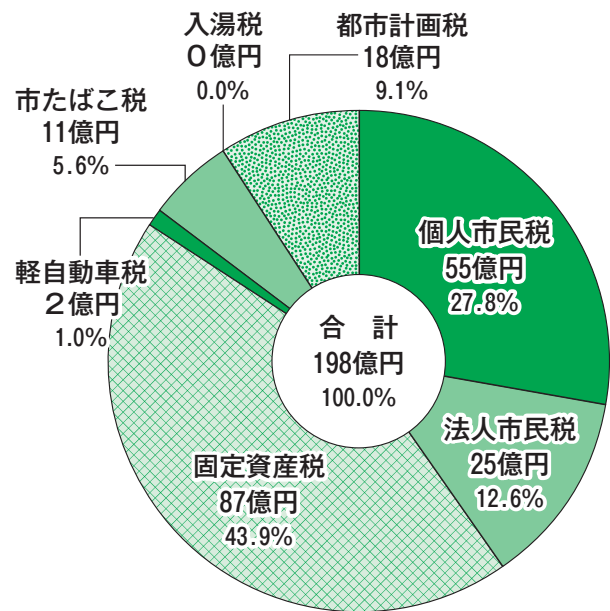
引き続き、子どもを真ん中に見据え「人情味あふれる！笑いのたえないまち門真」の実現に向け、全力で市政運営に取り組んでいきます。

問合先 財政課 ☎06(6902)5869



詳しくはこちら

市税の内訳



※億未満は0億円と表記

※市民1人当たりの税負担は17万1458円

市有財産の現在高

- 土地……………96万平方メートル
- 建物……………48万平方メートル
- 財政調整基金……………30億円
- 減債基金……………9億円
- その他特定目的基金など……84億円

市債の現在高

市債は、小・中学校の建設事業、都市計画事業、上下水道事業などの費用の一部に充てるための長期借入金で、現在高は901億円です。

市民1人あたりに年間53万8344円が使われています。

市民1人あたりに使用されたお金

会計別予算執行状況

会計名		予算現額	収入済額	支出済額
一般会計		838億9921万円	630億7287万円	628億9794万円
特別会計	国民健康保険事業	149億1045万円	122億5574万円	123億2964万円
	都市開発資金	55万円	14万円	14万円
	後期高齢者医療事業	22億4921万円	21億3835万円	18億3067万円
	介護保険事業	147億5568万円	149億2920万円	130億8123万円
合計		1158億1510万円	923億9630万円	901億3962万円

公営企業会計の状況

会計名	収入	支出	当年度純損益
水道事業	23億2000万円	20億7000万円	2億5000万円
公共下水道事業	42億1000万円	36億7000万円	5億4000万円

保険

後期高齢者医療資格

確認書を7月下旬に送付

後期高齢者医療の新しい資格確認書(桃色)を7月下旬に送ります。届いたときから使用できます。マイナ保険証の有無に関わらず全ての被保険者に簡易書留で送ります。

転送不可のため、住所地以外への送付を希望する場合は窓口または郵送で送付先変更を届け出てください。

後期高齢者医療保険料

通知書を7月下旬に送付

後期高齢者医療の7年度保険料通知書を7月下旬に送ります。年度途中に被保険者となった人には翌月に通知書を送ります。

限度額適用認定証などの更新

限度額適用認定証、標準負担額減額認定証などの有効期限は7月31日(木)です。

国民健康保険の人で8月1日(金)以降も必要な人は申請が必要です。7月14日(月)以降に窓口、郵送またはオンラインで申請してください。後期高齢者医療の人は、資格確認書に併記されるようになったことから限度額適用認定証などは送られません。

特定疾病療養受療証の更新

国民健康保険の特定疾病療養受療証を持っている7歳未満の人へ8月1日(金)から使用できる新しい受療証を7月下旬に送ります。70歳以上の人は現在持っている受療証を引き続き使用できます。

問合先 健康保険課
☎06(6902)5697

介護保険負担割合証を発送

介護保険サービス利用時の負担割合(1割・3割)は本人・同一世帯の65歳以上の人の前年分の所得などをもとに決定します。要介護(要支援)認定を受けている人には、8月1日(金)から適用期間の負担割合証を6月30日(月)に発送します。

問合先 高齢福祉課
☎06(6902)6301

税金

道路非課税申告

私道を「公共の用に供する道路」として負担している場合、認定されると道路部分の固定資産税・都市計画税が非課税になります。

対象

道路形態で通行に何らかの制約を設けず広く不特定多数の人に利用されている道路

※専用通路、通行制限、障害物がある、他人に有料で貸し付けている、植木鉢・自転車などを置いている場合などを除く

年金

7年度国民年金保険料免除・納付猶予申請を受付

申請・問合先 課税課
☎06(6902)5918



7月から7年度国民年金保険料の免除・納付猶予申請を受け付けます。本人・配偶者・世帯主の前年所得が基準額以下の場合に全額免除、一部免除(4分の3免除、半額免除、4分の1免除)、納付猶予(50歳未満の人)が承認されます。離職した人には特例による免除制度もあります。継続審査の対象者は申請不要です。

※離職した人は雇用保険被保険者証、退職票、雇用保険受給資格者証、退職辞令などが必要
※代理申請は委任状が必要
申請方法
申請書を郵送、持参またはマイナポータルから電子申請
※申請書は日本年金機構ホームページからダウンロード可
申請・問合先
〒570-0083
守口市京阪本通2-5-5
守口年金事務所
☎06(6992)3031
〒571-8585
「門真市役所」市民課
☎06(6902)6005



寄附・寄贈

◆門真市歯科医師会様
幼児の健康増進のため、市内各施設へ子ども用歯ブラシを寄贈いただき感謝いたします。

市役所の日曜相談窓口(7月)

相談内容	とき	持ち物・業務内容・問合先など
マイナンバー	13日(日)・27日(日) 午前9時～正午	業務内容 マイナンバーカードの交付・再交付、電子証明書の発行・更新、暗証番号の再設定・ロック解除、マイナンバーに関する相談 ※混雑時は待ち時間が発生する場合あり 相談・問合先 市民課 ☎06(6902)5821
国民年金	27日(日) 午前9時～正午	業務内容 国民年金加入、免除申請など 持ち物 基礎年金番号通知書またはマイナンバーカードなど ※離職した人は退職票、代理申請は委任状が必要 相談・問合先 市民課 ☎06(6902)6005
市税、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料納付	27日(日) 午前9時～正午 ※予約優先。市公式LINEから予約可。受付は2週間前まで	持ち物 運転免許証など本人確認ができる物 相談・問合先 収納課 ☎06(6902)5935